

第26回 がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会 議事次第

日時：令和8年2月9日（月）

15:00～17:00

場所：オンライン開催

1 開会

2 議題

- (1) 座長の選任について
- (2) がん診療連携拠点病院等の指定について
- (3) その他

【資料】

議事次第

資料1 がん診療連携拠点病院等の指定について

資料2 新規指定・指定更新・指定類型変更の医療機関一覧（案）

参考資料1 「がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会」開催要綱

参考資料2 がん診療連携拠点病院等の整備について

（令和4年8月1日付健発0801第16号厚生労働省健康局長通知）

参考資料3 都道府県の推薦について

第26回がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会

令和8年2月9日

資料1

がん診療連携拠点病院等の指定について

1. がん診療連携拠点病院等の制度について
2. 指定に係る手続きと考え方について
3. 個別医療機関の指定について(案)
 - ✓新規指定について
 - ✓指定類型変更について
 - ✓指定更新について
4. 参考資料

がん診療連携拠点病院等の種類（令和4年8月 整備指針）

地域がん診療連携拠点病院

- がん医療圏に1カ所整備し、専門的ながん医療の提供、がん診療の連携協力体制の整備、がん患者に対する相談支援及び情報提供を担う。
- 診療体制、診療従事者、診療実績、研修の提供、情報の収集提供体制等について満たすべき要件がある。

都道府県がん診療連携拠点病院

- 都道府県におけるがん医療の質の向上及びがん診療連携協力体制の構築、PDCAサイクルの確保に関し、中心的な役割を果たす。

国立がん研究センター

- 我が国のがん対策の中核的機関として、我が国全体のがん医療を牽引する役割を担う。
- 医師やその他の診療従事者の育成、がん診療等に関する情報の収集、分析等、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会の開催などが要件化されている。

特定領域がん診療連携拠点病院

- 特定のがんについて、当該都道府県内の最も多くの患者を診療する医療機関を整備できる。

地域がん診療病院

- 隣接するがん医療圏のがん診療連携拠点病院との連携を前提にグループとして指定し、がん診療連携拠点病院の無いがん医療圏に1カ所整備する。

拠点病院等(特例型)※地域がん診療連携拠点病院以外は新設

- 地域がん診療連携拠点病院、都道府県がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院のそれぞれの類型において、指定要件の充足状況が不十分であると判断された場合に経過措置的に指定類型を見直す。

都道府県がん診療連携拠点病院	51か所
地域がん診療連携拠点病院	352か所(うち特例型12か所)
特定領域がん診療連携拠点病院※	1か所
地域がん診療病院	60か所
合計464か所	

特例型は、指定要件を満たしていない場合に1年の期間を定めて指定される。

がん診療連携拠点病院制度

- 全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう、がん医療の均てん化を目指して、各都道府県において整備する。
- 都道府県知事が推薦する医療機関を指定の検討会の意見を踏まえて厚生労働大臣が拠点病院等として指定する。

国



国立がん研究センター

- 国立がん研究センターが事務局となり、都道府県がん診療連携拠点病院と連携し、情報収集、共有、評価、広報を行うための都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会(国協議会)を開催する。

都道府県



都道府県がん診療連携拠点病院

- 都道府県に原則として1か所整備。
- 都道府県におけるがん対策の中心的な役割を担う。
- 都道府県内のがん診療に係る情報の共有、評価、分析及び発信を行うための都道府県がん診療連携協議会を設置する。

がん医療圏



地域がん診療連携拠点病院

- がん医療圏に原則として1か所整備。
- 当該がん医療圏におけるがん医療が適切に提供されるよう努める。
- 専門的ながん医療の提供と連携協力体制を整備し、がん患者に対する相談支援及び情報提供を行う。

がん医療圏



地域がん診療病院

- がん診療連携拠点病院のないがん医療圏に1か所整備。
- 隣接するがん診療連携拠点病院とグループ指定を受け、連携して専門的な集学的治療を実施する。

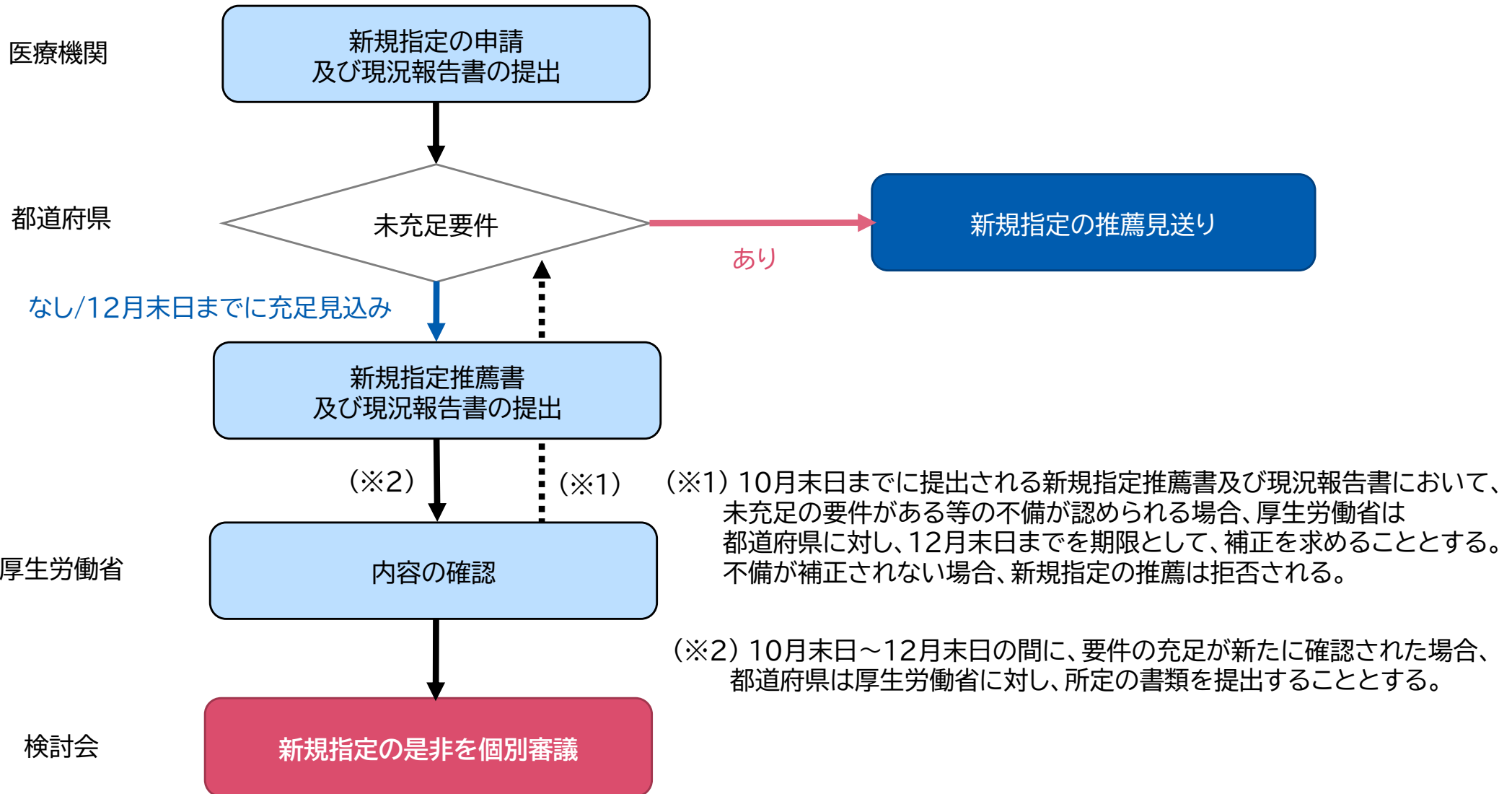
1. がん診療連携拠点病院等の制度について
2. 指定に係る手続きと考え方について
3. 個別医療機関の指定について(案)
 - ✓新規指定について
 - ✓指定類型変更について
 - ✓指定更新について
4. 参考資料

拠点病院等の指定の手続きについて

- 全ての拠点病院等及び、拠点病院等の新規指定を希望する医療機関は、毎年、都道府県を通じて、整備指針に定める指定要件の充足状況を報告する「現況報告書」を厚生労働省へ提出することとなっている。
- 本検討会では、提出された現況報告書等の内容を踏まえ、検討会開催前年の12月末日時点での指定要件の充足状況等を勘案し、指定の可否を検討いただく。
- 拠点病院等に関する都道府県からの推薦類型は、以下のとおり。
 1. 新規指定
 2. 指定類型変更
 3. 指定更新
 - ※令和7年度末に拠点病院等の指定期間が終了する医療機関について、現行類型での指定更新を推薦する。
 4. 現況報告
 - ※令和8年度末まで拠点病院等として指定されている医療機関について、現行類型での指定要件の充足状況を報告する。
 5. 指定辞退
- 各推薦類型の取扱いについては、次頁以降のとおり。

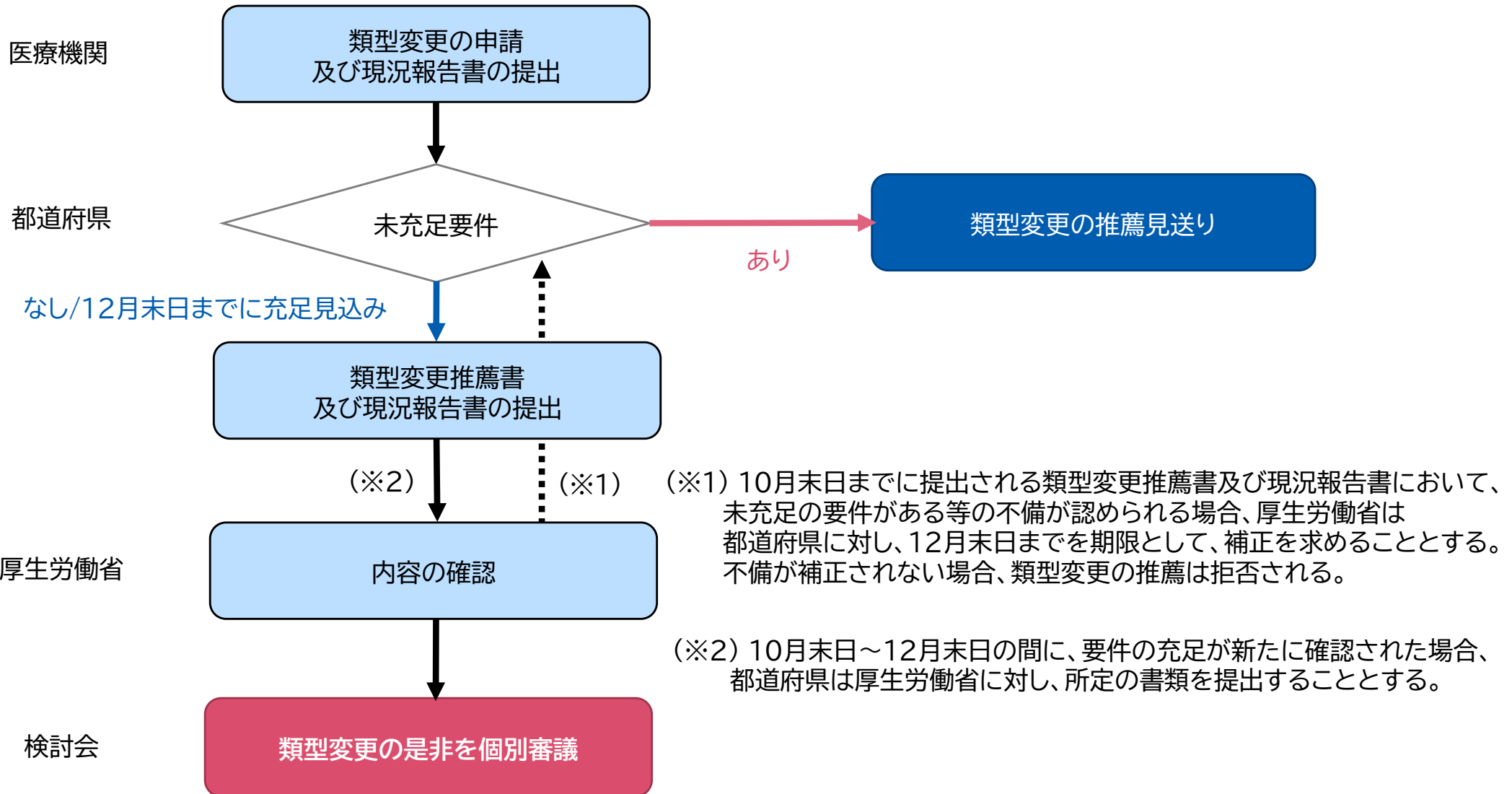
1. 新規指定の場合

- 新規指定の推薦を受領した医療機関を検討会で個別に審議する。



2. 類型変更の場合

- 類型変更の推薦を受領した医療機関を検討会で個別に審議する。

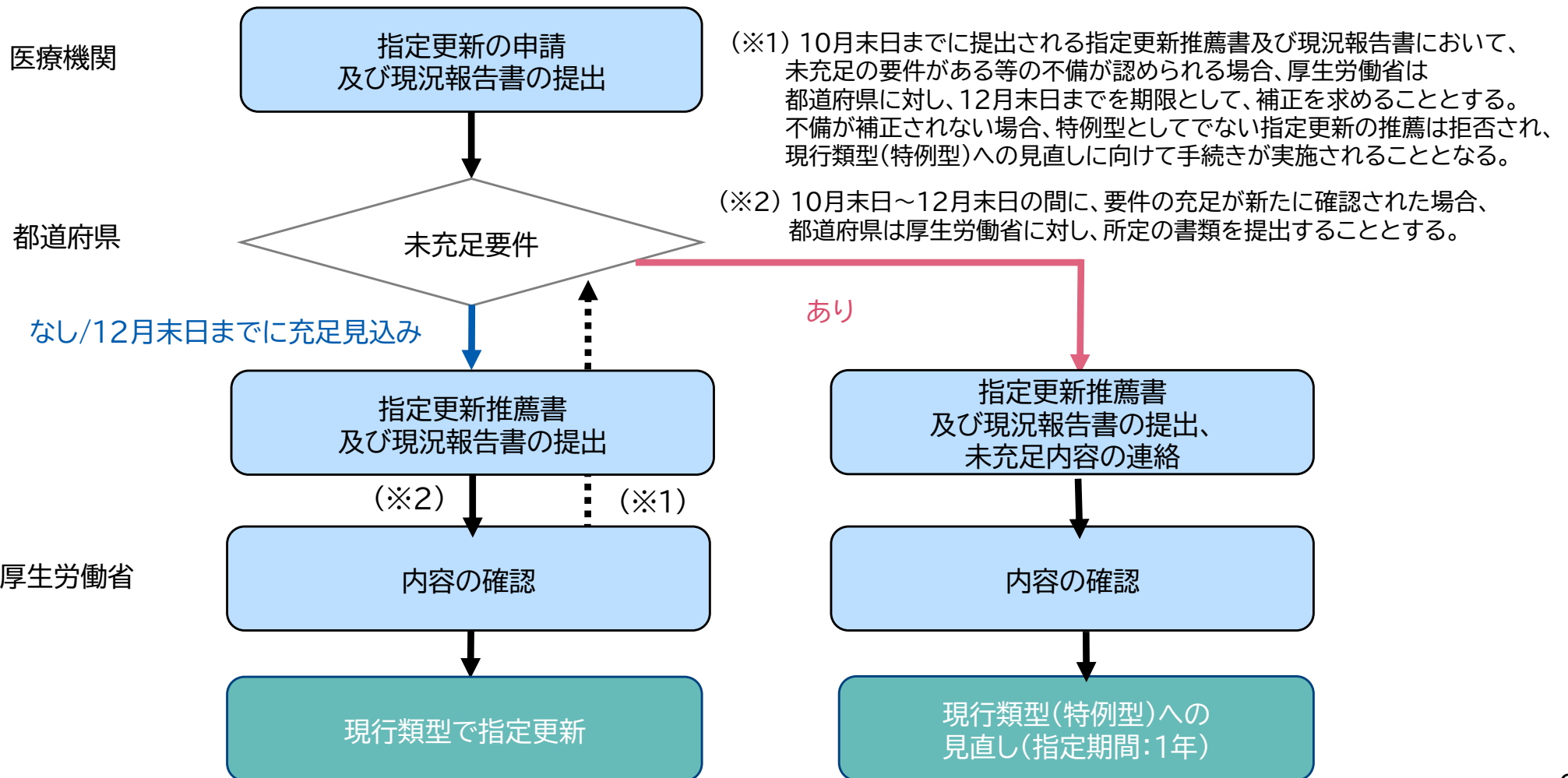


3. 指定更新の場合（現行類型が特例型でない場合）

・ 指定更新の推薦を受領した医療機関を対象に、以下の①②のとおり取り扱う。

① 全ての指定要件を充足している場合は、現行類型で指定更新する。

② 一つ以上未充足の要件がある場合は、原則、特例型として指定する（原則として個別の審議なし）。医療安全上の重大な疑義、意図的な虚偽申告、多数の未充足要件等がある場合には、指定取消について個別に審議する。

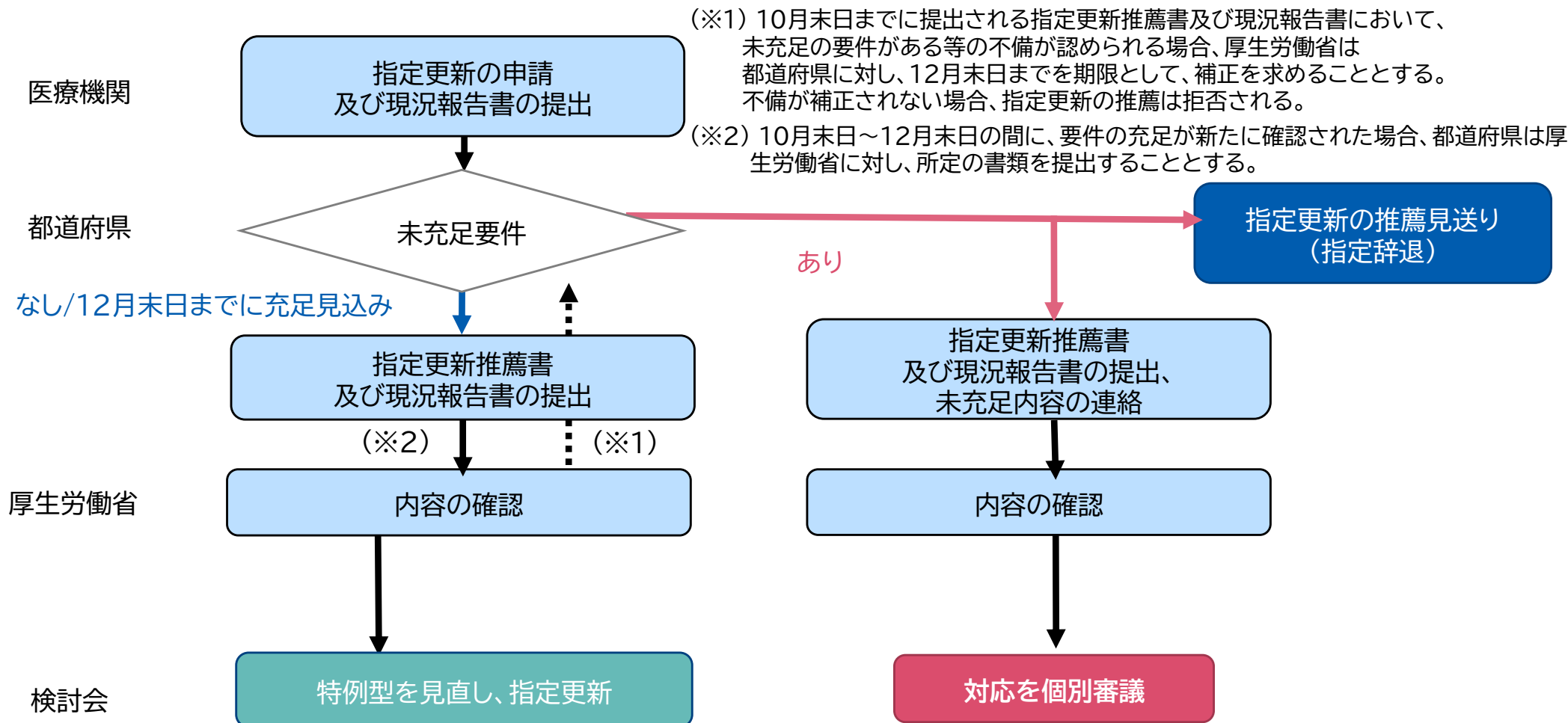


3. 指定更新の場合（現行類型が特例型である場合）

・ 指定更新の推薦を受領した医療機関を対象に、以下の①②のとおり取り扱う。

① 全ての指定要件を充足している場合は、特例型を見直し、指定更新する。

② 一つ以上未充足の要件があり、かつ都道府県が推薦を見送りとしない場合は、個別に審議する。医療安全上の重大な疑義、意図的な虚偽申告、多数の未充足要件等がある場合には、指定取消について個別に審議する。

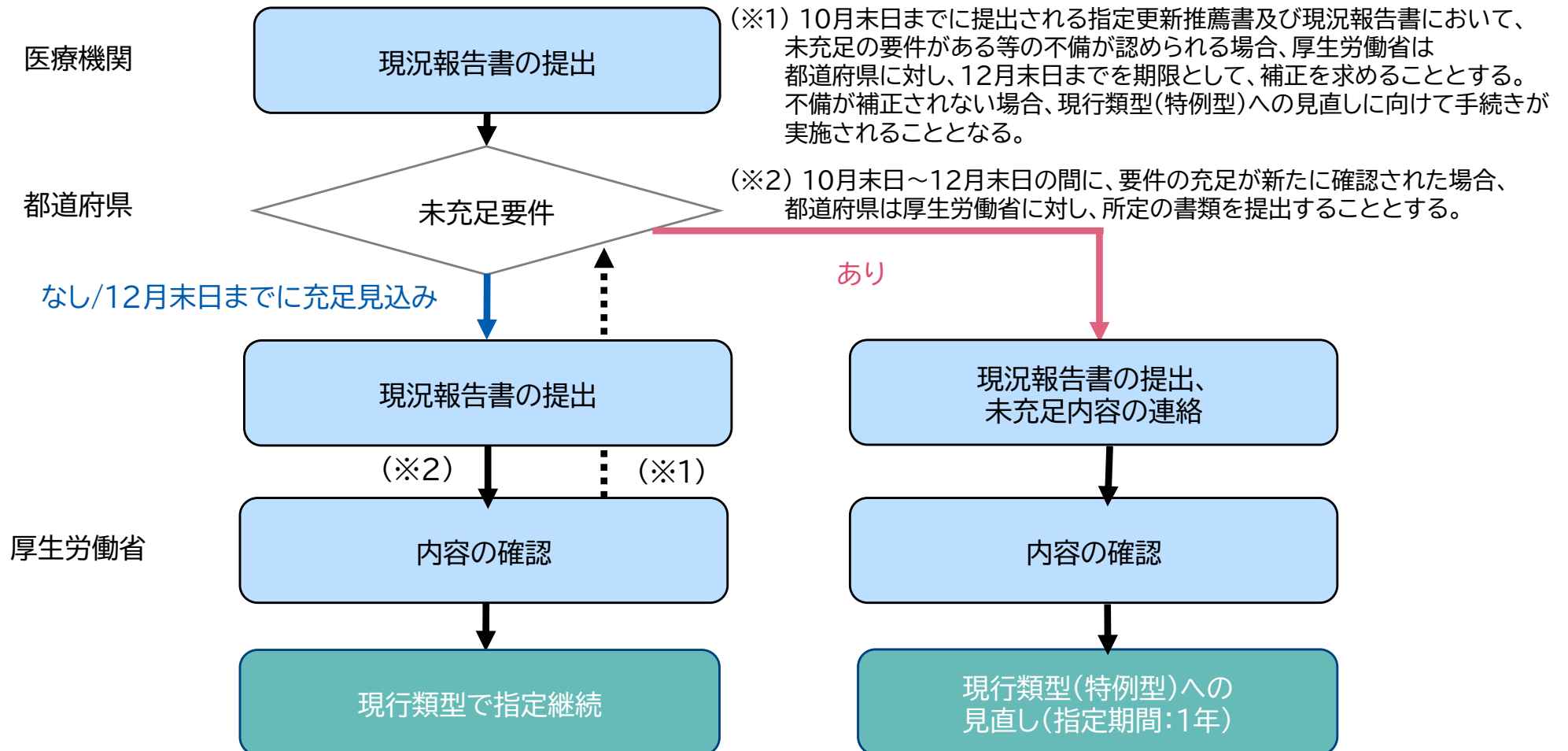


4. 指定期間における現況報告による充足要件の確認

・ 現況報告を受領した医療機関を対象に、以下の①②のとおり取り扱う。

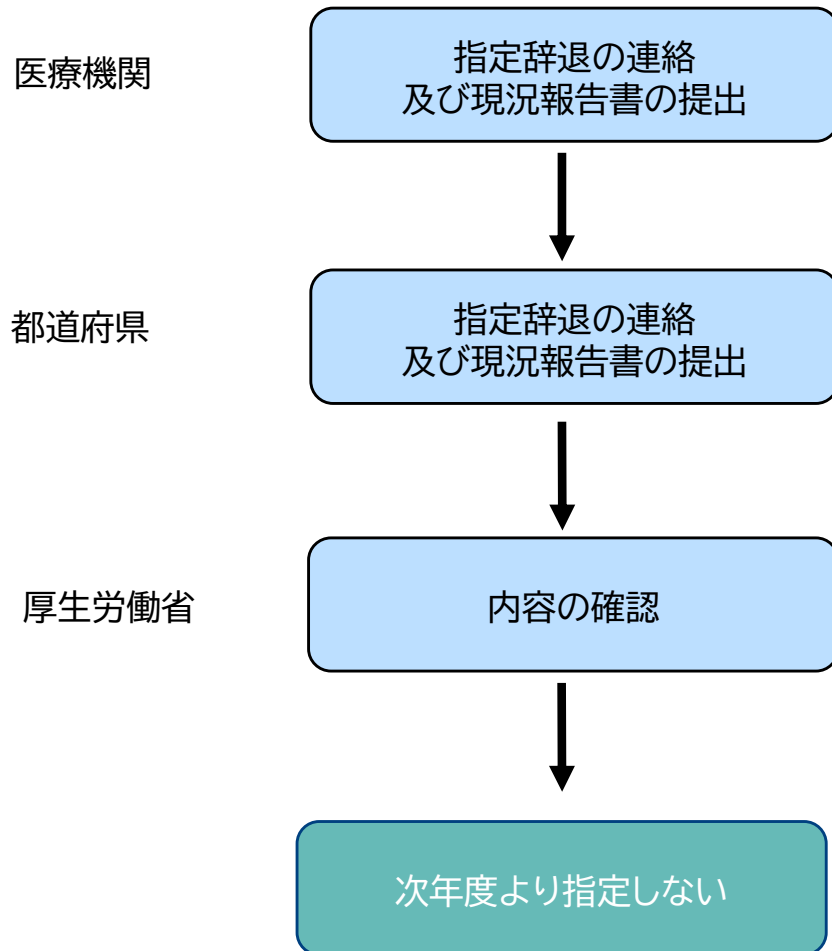
① 全ての指定要件を充足している場合は、現行類型で指定継続する。

② 一つ以上未充足の要件がある場合は、原則、特例型として指定する(原則として個別の審議なし)。医療安全上の重大な疑義、意図的な虚偽申告、多数の未充足要件等がある場合には、指定取消について個別に審議する。



5. 指定辞退の場合

- 令和8年4月1日以降、拠点病院等の指定の効力を失う。



1. がん診療連携拠点病院等の制度について
2. 指定に係る手続きと考え方について
3. 個別医療機関の指定について(案)
 - ✓新規指定について
 - ✓指定類型変更について
 - ✓指定更新について
4. 参考資料

新規指定推薦(地域がん診療連携拠点病院)

- 6つの医療機関について、地域がん診療連携拠点病院としての新規指定推薦があり、個別の審議対象となる。
- 同一医療圏にすでに拠点病院等があるが、複数整備することも可能であると整備指針で定められており、都道府県からの推薦意見を踏まえて新規指定の是非を検討する。

	都道府県	医療機関名	同一医療圏の拠点病院等	検討会開催前年の12月末日時点の未充足要件
1	千葉県	国際医療福祉大学成田病院	あり	なし
2	神奈川県	医療法人徳洲会 湘南藤沢徳洲会病院	あり	なし
3	神奈川県	平塚市民病院	あり	なし
4	神奈川県	日本医科大学武蔵小杉病院	あり	なし
5	兵庫県	宝塚市立病院	あり	なし
6	岡山県	倉敷成人病センター	あり	なし

(参考)整備指針 I 2

都道府県拠点病院及び地域拠点病院にあつては、当該都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の整備がより一層図られることが明確である場合には、指定の検討会の意見を踏まえ、複数整備することも可能とする。

令和4年8月1日付け厚生労働省健康局長通知「がん診療連携拠点病院等の整備について」より抜粋

個別審議1) 国際医療福祉大学成田病院(千葉県)の新規指定の是非について

都道府県	医療機関名	同一医療圏の拠点病院等	検討会開催前年の12月末日時点の未充足要件
千葉県	国際医療福祉大学成田病院	あり	なし

- 千葉県からの推薦意見の概要は、以下のとおりである。
- 現在、肺、胃、大腸、肝胆膵、子宮、前立腺、乳のすべてのがんについて、千葉県がん診療連携協力病院に指定されており、地域のがん診療の質の向上に大きく貢献している。2020年の開院より年々がん症例数を増やしており、2023年のがん登録数は印旛医療圏の施設で最多(1658件/年)となっている。
- 特に胃がん、大腸がん、肺がん、肝胆膵がん、前立腺がん、婦人科がん及び咽喉頭がんの外科領域においては、ロボット支援下手術にも力を入れており、2台稼働で様々な症例に対応している。胸膜中皮腫の胸膜肺全摘術や胸膜剥離/肺剥皮術、精巣がんの集学的治療(抗がん剤及び後腹膜リンパ節郭清手術)、頭頸部領域の早期がんに対する経口的内視鏡手術(TORS、TOVS、ELPS)等、二次医療圏では唯一、同病院で実施している治療も複数ある。
- この圏域には現在、日本医科大学千葉北総病院と成田赤十字病院の2つの地域がん診療連携拠点病院があるが、令和8年に圏央道全線開通により域外からのアクセスが向上することや、令和10年に成田空港が拡大することに伴うアクセス向上により、印旛医療圏は圏外からのがん医療需要が高くなると予想されることから、国際医療福祉大学成田病院が指定されることで、他院との連携により印旛医療圏のみならず、他の医療圏も含めてがん医療への貢献が期待できる。また、千葉県内2つ目の医学部附属本院・教育機関として、がん医療を担う専門医や専門コメディカルの県内医療機関への輩出などを通じて、千葉県がん医療の充実に貢献しているほか、海外からの研修も多く受け入れている(2024年度:37人)。

- 当該医療機関を、地域がん診療連携拠点病院として指定することとしてはどうか。

個別審議2) 医療法人徳洲会 湘南藤沢徳洲会病院(神奈川県)の新規指定の是非について

都道府県	医療機関名	同一医療圏の拠点病院等	検討会開催前年の12月末日時点の未充足要件
神奈川県	医療法人徳洲会 湘南藤沢徳洲会病院	あり	なし

- 神奈川県からの推薦意見の概要は、以下のとおりである。
- 今後も増加傾向が続く胃がん、大腸がん、肝がん、前立腺がん等に関して、(同じがん医療圏に位置し、地域がん診療拠点病院である)藤沢市民病院と同等の治療実績を有している。(2024年:胃がん38件、大腸がん97件、肝がん13件、前立腺がん50件、乳がん81件、肺がん26件)
- 放射線治療件数の10%が湘南西部医療圏からの患者であり、医療圏外からの患者も多い。(2023年度:577件のうち57件)放射線治療専門医は2名、うち乳がんの放射線治療専門の女性医師1名が在籍。治療効果と安全性が担保されつつ、外来かつ照射回数が5回と短期間で済む定位照射(SBRT)を積極的に実施している。
- 外来化学療法室は、2025年1月より23床から30床へと拡充し、より多くの患者に対応できる体制を整備するとともに、専門性の高い医療スタッフが連携しながら質の高いがん治療を提供。スタッフステーションでは、医師・看護師・薬剤師・管理栄養士など多職種が集まり、カンファレンスを行える体制を整備している。
- 肝胆膵・消化器病センターを整備している特徴として、集学的治療を要する肝細胞がんは、県下有数(同医療圏内では最多)の症例数を有している。(2024年:手術13件、経皮的肝動脈化学塞栓療法47件、複合免疫療法(薬物療法)15件)
- 病理専門医と細胞診専門医の両方の資格を持つ常勤医が3名在籍。院内にとどまらず院外においても、13の医療機関と連携しながら診断を行っており、院外受託実績は年々増加傾向。二次医療圏を含む広い範囲で病理医不足問題をカバーしている。
- 湘南藤沢徳洲会病院が拠点病院となることで、同一がん医療圏で、地域がん診療連携拠点病院として指定されている藤沢市民病院と更なる連携を図ることができる。また、隣接する医療圏の拠点病院との連携協力体制にも一層注力できることから、医療資源の不足解消や、より質の高い医療提供が期待できる。

- 当該医療機関を、地域がん診療連携拠点病院として指定することとしてはどうか。

個別審議3)平塚市民病院(神奈川県)の新規指定の是非について

都道府県	医療機関名	同一医療圏の拠点病院等	検討会開催前年の12月末日時点の未充足要件
神奈川県	平塚市民病院	あり	なし

- 神奈川県からの推薦意見の概要は、以下のとおりである。
- 外科においては、勤務環境の整備により特に消化器外科医、女性外科医が常勤で多数在籍しているほか、日本専門医機構によって認定された外科領域専門研修プログラムを有する基幹施設として、専門医の育成に努めており、2040年に向けても安定して人材を確保し手術を実施できる環境となっている。
- 放射線治療専門医が3名常勤で在籍しており、日本放射線腫瘍学会(JASTRO)の認定施設となっている。強度変調回転照射(VMAT)や定位放射線治療(SRT)、深吸気息止め照射(DIBH)などの高精度、低侵襲照射を実施し、照射患者数は年間200人を超えていることから、高度で安定した治療が提供できる体制にある。
- 分子標的薬や免疫チェックポイント阻害薬による治療は多職種が連携し、入院だけでなく外来でも安全に数多く実施している。
- 同じがん医療圏に位置する既指定のがん診療連携拠点病院である東海大学医学部附属病院は大学病院の本院であるため、学術、研究に対する協力や希少がんなどに対する高度な専門治療については、十分に連携が図られている。がん診療に対する充実を図るため、令和7年(2025年)12月に22床の緩和ケア病棟を設置する予定で病棟の改修を進めている。患者・家族の多様なニーズに応えるため、医師・看護師のみならず、薬剤師、心理士、ソーシャルワーカー、リハビリ技師など多職種が連携し、質の高い全人的ケアを実践していく。
- 当該医療圏の特徴として南北のアクセスに制約があるため、南側エリアに平塚市民病院を拠点病院として設置することで、生活圏から拠点病院へのアクセスが向上すると考えられる。平塚市民病院は、これまでの実績に加え、更にごん診療提供体制の充実を図る方向性にあるため、拠点病院として指定されることで、同医療圏におけるがん医療提供体制の質の向上が期待できる。

- 当該医療機関を、地域がん診療連携拠点病院として指定することとしてはどうか。

個別審議4)日本医科大学武蔵小杉病院(神奈川県)の新規指定の是非について

都道府県	医療機関名	同一医療圏の拠点病院等	検討会開催前年の12月末日時点の未充足要件
神奈川県	日本医科大学武蔵小杉病院	あり	なし

- 神奈川県からの推薦意見の概要は、以下のとおりである。
- 2024年の悪性腫瘍に対する手術件数は573件であり、そのうちロボット支援手術は149件(26%)。悪性腫瘍に対する手術を実施している診療科の数は10であり、なかでも消化器外科、乳腺外科の件数が多い。十分な実績と経験があることはもとより、ロボット支援手術や腹腔鏡手術など低侵襲手術の導入により、病状の進行に対応して、適切な術式を選択することが可能である。
- 2021年に放射線治療部門を新設し、IMRT(強度変調放射線治療)対応の放射線治療装置の設置、専門医師、放射線物理士を配置。治療実績について、2024年度は206件であった。
- 他の拠点病院でも腫瘍内科が主に担当していることのない、乳がん、婦人科がん、皮膚がん、泌尿器がん、骨軟部腫瘍を当該医療機関の腫瘍内科が担っている。希少がんを専門にしており、卵巣顆粒膜細胞腫、乳腺葉状腫瘍、骨軟部腫瘍、神経内分泌癌などの治療に積極的に取り組んでいる。卵巣顆粒膜細胞腫は、神奈川県拠点病院でも治療不可能と言われた症例も担当している。抗がん薬の脱感作療法について、本県では唯一の専門施設であり、抗がん薬の脱感作療法の依頼が他の拠点病院から、また全国の拠点病院より紹介されている。
- 手術、薬物療法に関しては、専門とする分野、他院での専門とする分野について情報共有し、互いに紹介している。放射線治療に関しては、放射線治療機器の修理や更新の際に、拠点病院間での連携をし、患者に不利益がないよう対応している。
- 川崎北部医療圏の高津区及び宮前区と隣接し、2024年がん登録では、全体数1493人のうち、高津区206人(13.8%)、宮前区61人(4.1%)であった。今後、拠点病院になることで属する医療圏はもとより、他の医療圏とも連携しつつ質の高いがん医療が期待できる。

- 当該医療機関を、地域がん診療連携拠点病院として指定することとしてはどうか。

個別審議5)宝塚市立病院(兵庫県)の新規指定の是非について

都道府県	医療機関名	同一医療圏の拠点病院等	検討会開催前年の12月末日時点の未充足要件
兵庫県	宝塚市立病院	あり	なし

- 兵庫県からの推薦意見の概要は、以下のとおりである。
- 当該病院の年間入院がん患者延べ数(令和6年)は100,996人で、入院患者の中でがん患者は16.3%を占めている。また、当該医療圏に住居するがん患者の診療実績の割合(現況報告様式4(機能別)参照)は約11%で、地域に留まらず圏域外の患者を含めた質の高い医療を提供している。
- 2018年4月にがんセンターを開設し、2020年から兵庫県がん診療連携拠点病院として、放射線専門医による国内最先端の放射線治療、がん薬物療法専門医による抗がん剤治療、消化器内科の専門医による各種がん治療、外科系の各専門医による低侵襲鏡視下手術に加え、緩和ケア専門医による診療に至るまで、総合的ながん診療を行い、阪神北医療圏におけるがん診療の中核医療機関としての役割を果たしている。
- 「2040年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化に関するとりまとめ」において報告されている放射線治療装置1台あたりの年間照射患者数の適正数(200~300)を超える患者数(388)を治療している実績や、当該圏域で指定を受けていた近畿中央病院の閉院などの地域事情を踏まえ、今後も宝塚市立病院への放射線治療の需要は増加することが予測される。一方で、最新の放射線治療機器の導入など放射線治療の提供体制も充実しており、今後、集約化の検討においても当該圏域における放射線治療を担っていくことが期待される。
- 当該圏域において、南に位置する市立伊丹病院と北に位置する宝塚市立病院が、互いの得意分野を活かした専門的ながん医療を提供し、新たな2拠点体制の構築を期待する。

- 当該医療機関を、地域がん診療連携拠点病院として指定することとしてはどうか。

個別審議6) 倉敷成人病センター(岡山県)の新規指定の是非について

都道府県	医療機関名	同一医療圏の拠点病院等	検討会開催前年の12月末日時点の未充足要件
岡山県	倉敷成人病センター	あり	なし

- 岡山県からの推薦意見の概要は、以下のとおりである。
- 倉敷成人病センターは、がん診療連携拠点病院に準ずる病院として、県が独自にがん診療連携推進病院に認定しており、これまでも、集学的治療及び標準的治療を提供するとともに、がん診療連携協議会にも参加して他のがん診療連携拠点病院等と情報交換を行うなど、県民がどこに住んでいても標準的ながん医療を受けられる体制の構築に寄与してきた。
- 平成20年には、診察前に薬剤師が面談を行う「サポート外来」を全国で初めて開設し、高度複雑化しているがん薬物療法を支援している。低侵襲治療に注力しており、手術支援ロボットを計4台整備し高精度ながん手術療法を提供している。また、増加し続ける高齢前立腺がん患者にも対応するため、高精度放射線治療装置や密封小線源治療等の低侵襲治療オプションを完備している。各医療職種にがんを専門とする資格者が多数在籍しており、薬物療法、放射線療法、緩和ケアの各現場において、質の高いチーム医療を実践している。
- 女性医療にも注力しており、婦人科がん、乳がんの県内実績はトップクラスである。グループ施設である検診センターと連携し、がん検診から診断、治療、終末期医療に至るまで女性が安心して治療に専念できる体制を整備している。令和2年にブレストセンターを開設し、乳がん診療体制の強化を図り、多職種によるカンファレンスを毎週実施し安全で最適なチーム医療の提供に取り組んでいる。令和7年度に、日本遺伝性乳癌卵巣癌総合診療制度機構の総合診療連携施設の認定を受けた。また、岡山大学の支援を受け、遺伝科外来診療を開設し、遺伝カウンセリングや遺伝学的検査も実施している。また、医療過疎地域の基幹病院と診療連携を図っている。
- 当該がん医療圏並びに岡山県におけるがん医療提供体制の中核となるべき病院であることから、地域がん診療連携拠点病院として新たに推薦する。

- 当該医療機関を、地域がん診療連携拠点病院として指定することとしてはどうか。

1. がん診療連携拠点病院等の制度について
2. 指定に係る手続きと考え方について
3. 個別医療機関の指定について(案)
 - ✓新規指定について
 - ✓指定類型変更について
 - ✓指定更新について
4. 参考資料

指定類型変更について（個別審議） 地域がん診療病院→地域がん診療連携拠点病院

- 4つの医療機関について、地域がん診療病院から地域がん診療連携拠点病院への指定類型変更の推薦があった。

	都道府県	医療機関名	同一医療圏の拠点病院等	検討会開催前年の12月末日時点の未充足要件
1	滋賀県	彦根市立病院	なし	なし
2	兵庫県	兵庫県立丹波医療センター	なし	なし
3	広島県	市立三次中央病院	なし	なし
4	大阪府	独立行政法人国立病院機構 大阪南医療センター	なし	次頁以降で検討



- 彦根市立病院・兵庫県立丹波医療センター・市立三次中央病院は、以下の①②を満たすため、地域がん診療連携拠点病院として指定類型変更してはどうか。
 - 他方で、独立行政法人国立病院機構大阪南医療センターについては、②は満たすものの、①を満たさないため、次頁以降で検討対象とする。
- ① 検討会開催前年の12月末日までに、地域がん診療連携拠点病院としての全ての要件を充足している。
 - ② 同一のがん医療圏に他の拠点病院等が指定されていない。

独立行政法人国立病院機構大阪南医療センターについて 地域がん診療病院→地域がん診療連携拠点病院

- 独立行政法人国立病院機構大阪南医療センターが、地域がん診療病院から地域がん診療連携拠点病院に類型変更するにあたり未充足の要件は、「放射線治療のべ患者数(基準:年間200人以上、期間:令和6年1月1日～令和6年12月31日)」である。当該医療機関では、令和6年6月20日から令和7年1月14日までの期間において、放射線治療機器の入替を実施しており、この期間中の放射線治療の実施が制限されていた。
- 第24回がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会において、「放射線治療実績について、放射線治療機器の入替に伴う一時的な患者数の減少による未充足は許容する。」と整理されている。放射線治療機器入替前の当該医療機関の放射線治療実績は、地域がん診療連携拠点病院の要件である、年間200人以上には達していなかった。

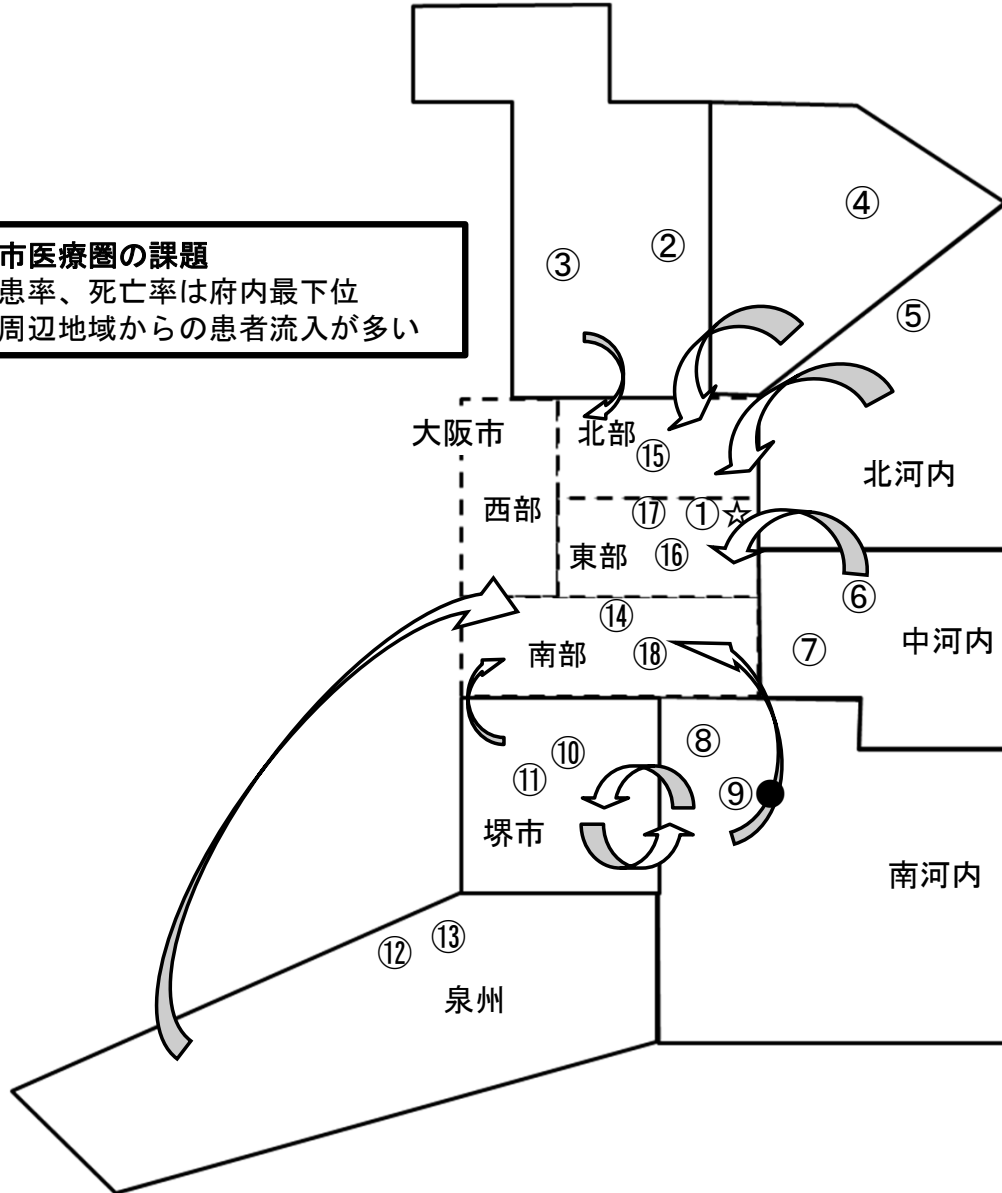
年	令和5年												令和6年											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
類型	地域がん診療連携拠点病院			地域がん診療連携拠点病院									地域がん診療連携拠点病院(特例型)											
放射線治療患者数	1/1～12/31 153人												1/1～6/19 72人						6/20～1/14 放射線装置入替					

令和7年度現況報告書における審査対象期間

- 独立行政法人国立病院機構大阪南医療センターについては、放射線治療実績の要件を満たしていないものとして、地域がん診療病院として継続することとしてはどうか。

大阪府 令和7年9月1日現在の医療圏の状況と指定状況

大阪市医療圏の課題
 ・罹患率、死亡率は府内最下位
 ・市周辺地域からの患者流入が多い



☆：都道府県がん診療連携拠点病院 ●：地域がん診療病院

- ①大阪国際がんセンター☆（令和5年4月1日）
- ②大阪大学医学部附属病院（令和5年4月1日）
- ③市立豊中病院（令和5年4月1日）
- ④大阪医科薬科大学病院（令和5年4月1日）
- ⑤関西医科大学附属病院（令和5年4月1日）
- ⑥市立東大阪医療センター（令和5年4月1日）
- ⑦八尾市立病院（令和5年4月1日）
- ⑧近畿大学病院（令和7年4月1日）
- ⑨大阪南医療センター●（令和7年11月1日予定）
 ※近畿大学病院が移転したことを確認の上で、移転日より地域がん診療病院として新規指定予定
- ⑩大阪労災病院（令和5年4月1日）
- ⑪堺市立総合医療センター（令和6年4月1日）
- ⑫市立岸和田市民病院（令和5年4月1日）
- ⑬和泉市立総合医療センター（令和5年4月1日）
- ⑭大阪公立大学医学部附属病院（令和6年4月1日）
- ⑮大阪市立総合医療センター（令和5年4月1日）
- ⑯大阪赤十字病院（令和5年4月1日）
- ⑰大阪医療センター（令和6年4月1日）
- ⑱大阪急性期・総合医療センター（令和5年4月1日）

※括弧内は現在の指定開始日

(参考)大阪府からの推薦意見について


- 大阪府からの推薦意見の概要は、以下のとおりである。

- 独立行政法人国立病院機構大阪南医療センターは、南河内二次医療圏の河内長野市に立地しており、府民(医療圏域の住民)が利用しやすい立地にある。二次医療圏ごとのがん患者の流入、流出においては流入超過となっているため、医療圏で診療が完結しており、圏域内のがん患者にとって非常に重要な病院となっている。
- がんに係る2024年1年間の入院患者延べ数は27,842人、外来患者延べ数は152,359人、悪性腫瘍手術件数は424件となっている。がんの入院患者のうち、南河内二次医療圏に居住の患者割合は90.9%と、地域医療を重視したがん医療を提供しており、加えて当該医療圏のみならず大阪府(大阪市・南部・東部)、奈良県及び和歌山県北部からのがん患者を診療している。
- がん治療は外科治療、内視鏡治療、化学療法、放射線治療、緩和ケア医療など多岐にわたり、それぞれの進歩が著しいため、内科医、外科医、放射線科医、病理医、検査技師、認定看護師など、その領域の専門家による「カンサーボード」において様々な検討を行うことで個別化治療を行い、患者中心の医療と安全で質の高いがん医療を提供できるように努めている。また、予定手術では、手術の前週に病理医を交えて術前カンファレンスを必ず行い、治療方針を共有するとともに、術後1ヵ月にも術後カンファレンスを行い、手術治療の結果を検討している。
- 既存の地域医療支援病院運営委員会(年4回)において、地域の医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、行政とともに「大型医療機器の共同利用」「救急車の受け入れ」「医科歯科連携」「保険薬局との連携」について議論している。また、不定期で地域医療機関、訪問看護事業者、行政とともに安心した在宅医療を支えるための情報共有を行っている。
- 南河内二次医療圏でのがん診療向上のため、国・府拠点病院担当者が集い、情報交換、同医療圏内の緩和ケアマップの共同制作(更新)を年1回行い、医療圏のホームページにも掲載、各拠点病院、行政機関、訪問看護ステーションなど在宅医療にも周知している。

指定類型変更について(個別審議) 地域がん診療連携拠点病院(特例型)→地域がん診療病院

- 2つの医療機関について、地域がん診療連携拠点病院(特例型)から地域がん診療病院への指定類型の推薦があった。

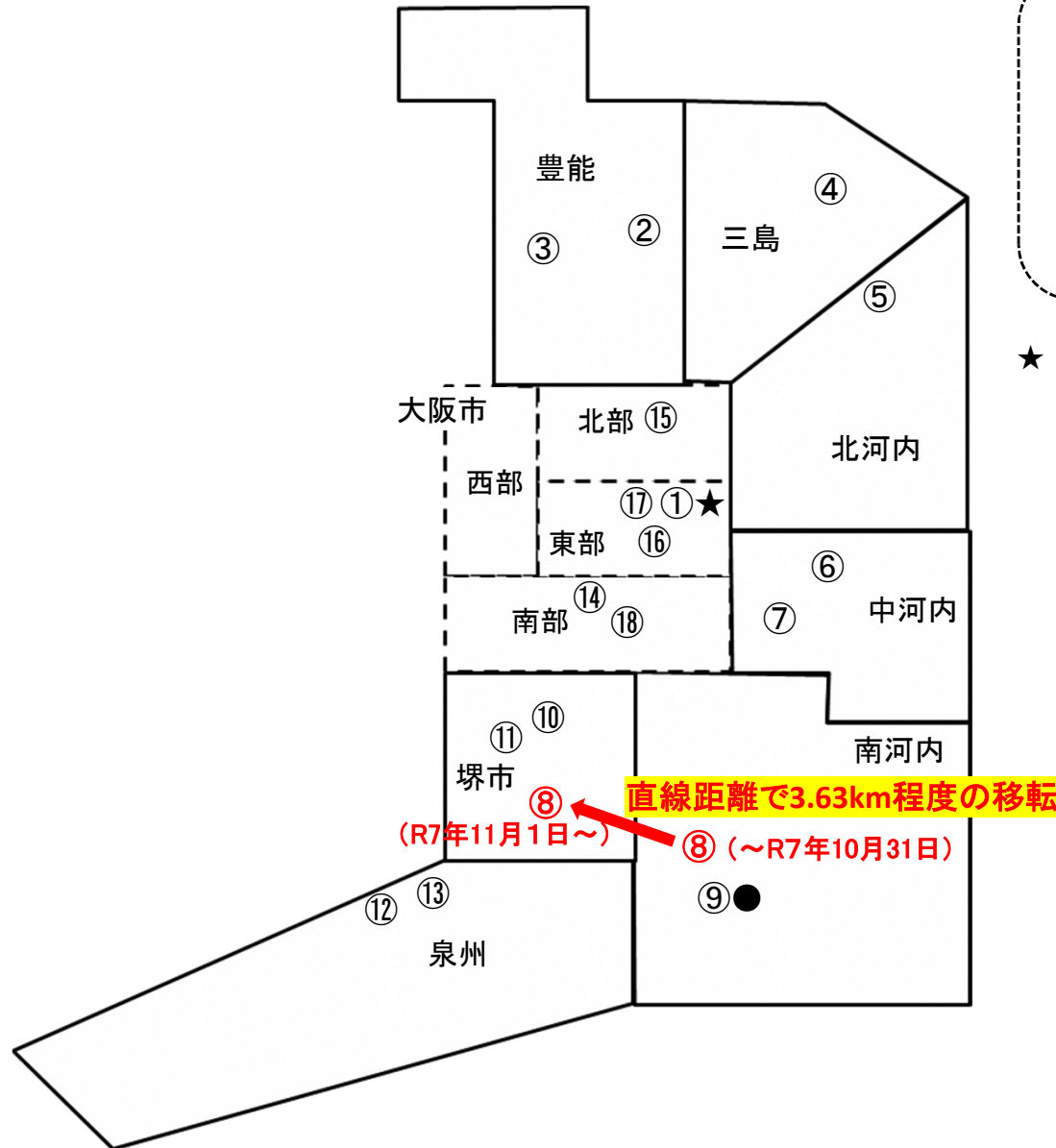
	都道府県	医療機関名	同一医療圏の拠点病院等	検討会開催前年の12月末日時点の未充足要件
1	福岡県	公立八女総合病院	なし	なし
2	福岡県	一般社団法人福岡県社会保険医療協会社会保険田川病院	なし	なし

- 
- 公立八女総合病院・一般社団法人福岡県社会保険医療協会社会保険田川病院は、以下の①②を満たすため、地域がん診療病院として指定類型変更してはどうか。
 - ① 検討会開催前年の12月末日までに、地域がん診療病院としての全ての要件を充足している。
 - ② 同一のがん医療圏に他の拠点病院等が指定されていない。

1. がん診療連携拠点病院等の制度について
2. 指定に係る手続きと考え方について
3. 個別医療機関の指定について(案)
 - ✓新規指定について
 - ✓指定類型変更について
 - ✓指定更新について
4. 参考資料

(参考) 近畿大学病院の移転について (大阪府提出資料)

【大阪府 令和 6 年 9 月 1 日時点の医療圏の状況と指定状況及び今後の移転予定】



<近畿大学病院の特色>

- ・大阪府南部唯一の大学病院
- ・ほぼすべてのがん診療に対応しているほか、がんゲノム医療拠点病院として指定を受け、複数のがんゲノム医療連携病院の重要な連携先となりがんゲノム医療にも貢献
- ・設置当初から多くの堺市南部在住のがん患者を診療しており、現在も同院が受け入れているがん患者の約3割が堺市在住

★：都道府県がん診療連携拠点病院 ●：地域がん診療連携拠点病院（特例型）

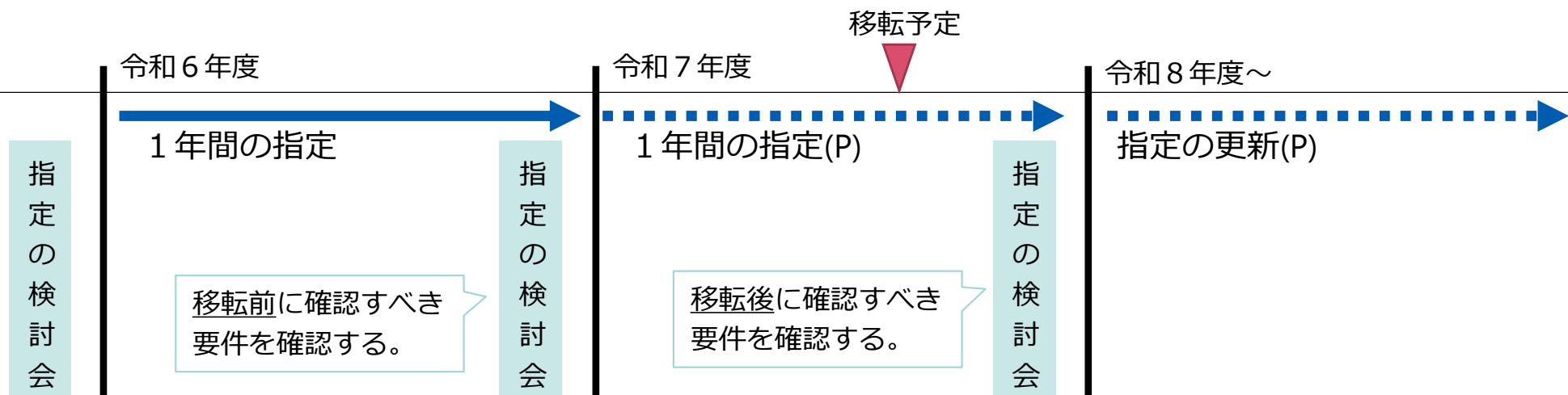
- ①大阪国際がんセンター ★（都道府県拠点）
- ②大阪大学医学部附属病院
- ③市立豊中病院
- ④大阪医科薬科大学病院
- ⑤関西医科大学附属病院
- ⑥市立東大阪医療センター
- ⑦八尾市立病院
- ⑧近畿大学病院

※R7年11月1日に南河内医療圏から堺市医療圏へ移転予定

- ⑨大阪南医療センター ●
- ⑩大阪労災病院
- ⑪堺市立総合医療センター
- ⑫市立岸和田市民病院
- ⑬和泉市立総合医療センター
- ⑭大阪公立大学医学部附属病院
- ⑮大阪市立総合医療センター
- ⑯大阪赤十字病院
- ⑰大阪医療センター
- ⑱大阪急性期・総合医療センター

拠点病院等の移転について

- 大阪府より近畿大学病院の医療圏をまたぐ移転（令和 7 年 11 月予定）について、整備指針に基づき届出があった。
 - 今年度は 1 年間を指定期間として、来年度の移転前の指定の検討会において、以下の要件について確認し、充足している場合には、移転後も含めた 1 年間を指定期間とする。
 - ① 移転後も全ての指定要件を充足する見込みについて
 - ② 移転後の診療実績の見込みの詳細について
 - ③ 移転元と移転先のがん医療圏の患者受療動向への影響を含めたがん診療提供体制の詳細について
- 仮に、上記のとおり、来年度の指定の検討会で 1 年間の指定を行った場合は、2 年後の移転後の指定の検討会において、以下の要件について確認し、指定の更新を行う。
 - ① 移転後の指定要件の充足状況について
 - ② 移転後の診療実績の詳細について



地域がん診療連携拠点病院 → 地域がん診療連携拠点病院（指定更新）

- 近畿大学病院の、①移転後の指定要件の充足状況は、以下の要件以外は充足している。

都道府県	医療機関名	同一医療圏の拠点病院等
大阪府	近畿大学病院	あり

移転後の令和7年11月1日時点で満たせていない要件	現状の説明	充足見込み時期
関連する学会のガイドライン等も参考に、第三者機関による出力線量測定を行い、放射線治療の品質管理を行っている。	令和7年2月に実施済。	新病院においては、令和8年1月に実施予定。
当該がん医療圏において、地域の医療機関や在宅療養支援診療所等の医療・介護従事者とがんに関する医療提供体制や社会的支援、緩和ケアについて情報を共有し、役割分担や支援等について検討する場を年1回以上設けている。	令和7年開催分は移転前の7月に開催している。	新病院においては、令和8年7月頃に開催予定。
「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」（平成29年12月1日付け健発1201第2号厚生労働省健康局長通知の別添）に準拠し、当該がん医療圏においてがん診療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修を、都道府県と協議の上、開催している。	令和7年開催分は移転前の9月に開催している。	新病院においては、令和8年9月に開催予定。
院内の看護師を対象として、がん看護に関する総合的な研修を定期的実施している。	令和7年開催分は移転前に3回開催している。	新病院においては、令和8年に3回開催予定。

- 上記の要件については、移転前にすでに充足済みであり、移転後にも実施（開催）予定がある。

地域がん診療連携拠点病院→地域がん診療連携拠点病院(指定期間延長)

- 近畿大学病院の、②移転後の診療実績は、以下のとおりである。

診療実績		令和7年11月実績	令和7年12月実績	合計	参考 (合計×6)
(1)		令和7年11月1日 ～11月30日	令和7年12月1日 ～12月31日	令和7年11月1日 ～12月31日	
①	ア 院内がん登録数(見込み) (基準:年間500件以上)	201	263	464	2,784
	イ 悪性腫瘍の手術件数 (基準:年間400件以上)	162	200	362	2,172
	ウ がんに係る薬物療法 のべ患者数 (基準:年間1,000人以上)	1,196	1,234	1,448	3,968※
	エ 放射線治療のべ患者数 (基準:年間200人以上)	68	68	136	816
	オ 緩和ケアチームの 新規介入患者数 (基準:年間50人以上)	47	52	99	594
②	当該がん医療圏に居住する がん患者の診療実績の割合(%)	8	8	8	8

※ レジメン単位であることを考慮し、下記のとおり算出。

「2025年11月～12月の実績(1,448)」-「2025年11月実績(1,196)」=252(1ヶ月で増加したのべ件数)
月ごとに252件のべ件数が加算されると仮定 →「2025年11月実績(1,196)」+「252×11」=3,968

- 移転後の11-12月の診療実績を年間換算すると、地域がん診療連携拠点病院の指定要件に達する見込みである。

大阪府からの推薦意見について

- 大阪府からの推薦意見の概要は、以下のとおりである。

- 近畿大学病院は、令和7年9月1日現在においては南河内二次医療圏の大阪狭山市に立地している。同病院は、南河内医療圏の住民および堺市医療圏住民と府民が利用しやすい立地位置にあり、南大阪をカバーする唯一の特定機能病院、かつ地域の基幹機関病院である。移転後においては、堺市二次医療圏の堺市南区に立地しており、泉北高速鉄道(泉ヶ丘駅直結)や府道38号線の利用により、各方面からのアクセスが格段に向上することから、堺市医療圏の住民はもとより南河内医療圏住民はじめ府民が引き続き利用しやすい立地位置といった地域特性がある。
- がんに係る年間入院患者延べ数は85,482人、外来患者延べ数は204,470人、悪性腫瘍手術件数は3,310件となっている。また、がんの年間入院患者延べ数のうち、南河内二次医療圏の患者が占める割合は44%、堺市二次医療圏の患者が占める割合は32%と全体の76%を占めている。その他泉州二次医療圏12%、中河内二次医療圏1%、大阪市二次医療圏1%、その他10%となっており、当該医療圏のみならず大阪府(南部)のがん医療を担っている。
- 平成19年に開設されたがんセンターでは関連診療科との協力のもと、集学的な立場からがん治療に取り組んでおり、これらのカンサーボードの実施を支援、マネジメントしているほか、免疫チェックポイント阻害薬の有害事象対策チームの設立や緩和ケアチームの介入、がん相談支援センターの活動の周知などを統括している。
- 近畿大学病院は令和元年9月にがんゲノム拠点病院として指定されており、がん患者の遺伝子を調べて最適な治療薬を選ぶ「ゲノム医療」に取り組んでいる。また、近畿大学病院ゲノムセンターにてがんゲノムプロファイリング検査を取りまとめ、毎週連携施設も加わってのエキスパートパネルを開催している。様々ながん種の患者のゲノム異常を調べることで分子標的治療や免疫チェックポイント阻害薬、また新規薬剤の治験(近畿大学病院は大阪府で最多の治験実施数)に繋げている。
- 上記体制は移転後も継続しており、取り組みを進めているところである。

- 当該医療機関を、地域がん診療連携拠点病院として、令和9年3月31日まで指定更新することとしてはどうか。

1. がん診療連携拠点病院等の制度について
2. 指定に係る手続きと考え方について
3. 個別医療機関の指定について(案)
 - ✓新規指定について
 - ✓指定類型変更について
 - ✓指定更新について
4. 参考資料

略語

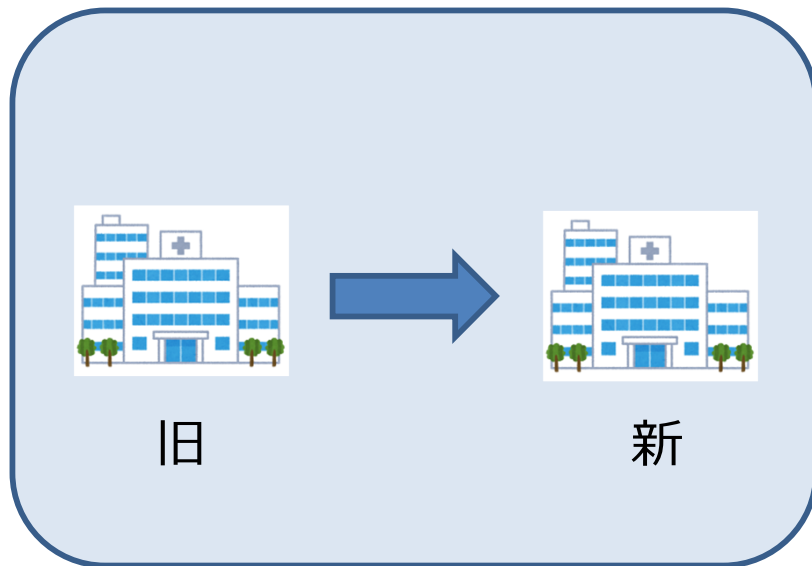
検討会資料等の一部において、整備指針にのっとり以下の略語を使用している。

略語	正式名
地域拠点病院	地域がん診療連携拠点病院
都道府県拠点病院	都道府県がん診療連携拠点病院
特定領域拠点病院	特定領域がん診療連携拠点病院
国立がん研究センター	国立研究開発法人国立がん研究センター
指定の検討会	がん診療連携病院等の指定に関する検討会
拠点病院等	地域がん診療連携拠点病院、都道府県がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院（各類型の特例型を含む）
がん診療連携拠点病院	地域がん診療連携拠点病院、都道府県がん診療連携拠点病院
都道府県協議会	都道府県がん診療連携協議会
国協議会	都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会
拠点病院等（特例型）	各拠点病院等の特例型

令和4年8月1日付け厚生労働省健康局長通知「がん診療連携拠点病院等の整備について」より抜粋

※特例型としての指定を受けていない拠点病院等を、本検討会資料では「一般型」と表記している。

(参考) 移転・分離・統合の際の方針

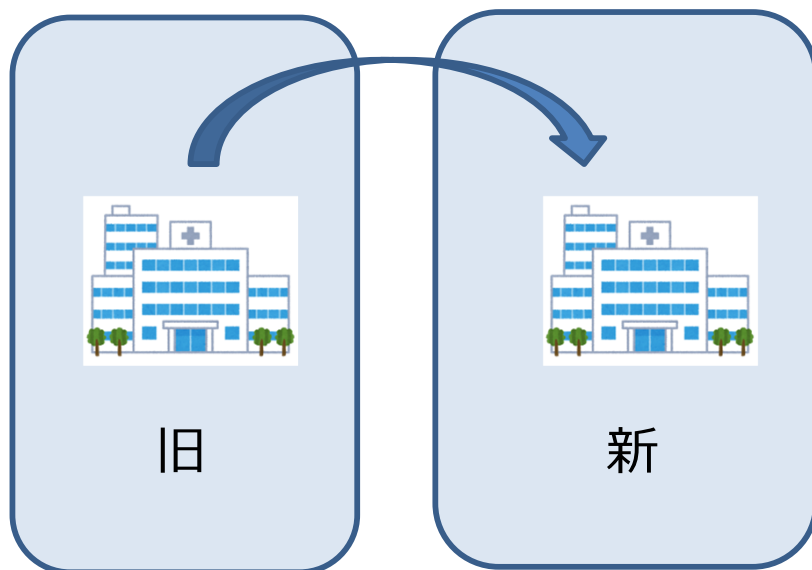


① 既指定病院が同一医療圏内で移転する場合

- 都道府県にて診療提供体制に問題ないか確認の上、厚生労働省に届出を求める。
- 更新の場合、診療実績については新旧合算することを認める。

② 同一医療圏内で移転した病院を新規推薦する場合

- 診療実績については新旧合算することを認める。
- 新規推薦については移転した次年度より受け付ける。



③ 既指定病院が医療圏をまたいで移転する場合

- 現在の指定については原則継続を認めない。
- 患者の受療状況等、地域の状況によっては個別に検討する。
- 新規推薦をする場合は新病院のみの診療実績で検討する。

④ 医療圏をまたいで移転した病院を新規推薦する場合

- 新規推薦をする場合は新病院のみの実績で検討する。

(参考) 要件充足の判断のための整理 グループ指定に係る要件について

VI 地域がん診療病院の指定要件について

2 診療体制

(1) 診療機能

① 集学的治療等の提供体制及び標準的治療等の提供

ア 我が国に多いがんを中心として、グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と連携して集学的治療等を提供する体制を有するとともに、標準的治療等が患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。

イ 確実な連携体制を確保するため、グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と定期的な合同のカンファレンスを開催すること。

エ 診療機能確保のための支援等に関し、グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院との人材交流計画を策定・実行すること。特に、集学的治療等を提供することが困難な場合における専門的な知識及び技能を有する医師等の定期的な派遣の依頼、専門外来の設置等に努めること。

② 手術療法、放射線療法、薬物療法の提供体制の特記事項 集学的治療等を適切に提供できる体制を整備する上で、適宜グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院との連携により特に以下に対応すること。

ア 我が国に多いがんに対する手術のうち、提供が困難であるものについてはグループ指定を受けるがん診療連携拠点病院との連携により提供できる体制を整備すること。

イ グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と連携することにより術中迅速病理診断を提供できる体制を整備すること。なお、当該体制は遠隔病理診断でも可とする。

ク グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院との連携により、薬物療法のレジメンを審査するとともに、標準的な薬物療法を提供できる体制を整備すること。

(3) その他の環境整備等 必要に応じグループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と連携する等により、IIの2の(3)に定める要件を満たすこと。

4 人材育成等 必要に応じグループ指定を受けるがん診療連携拠点病院と連携する等により、IIの4に定める要件を満たすこと。

5 相談支援及び情報の収集提供 (1) がん相談支援センター がん相談支援センターを設置し、①、②の体制を確保した上で、グループ指定のがん診療連携拠点病院との連携と役割分担によりIIの5の(1)の③から⑧に規定する相談支援業務を行うこと。

令和4年8月1日付け厚生労働省健康局長通知「がん診療連携拠点病院等の整備について」より抜粋

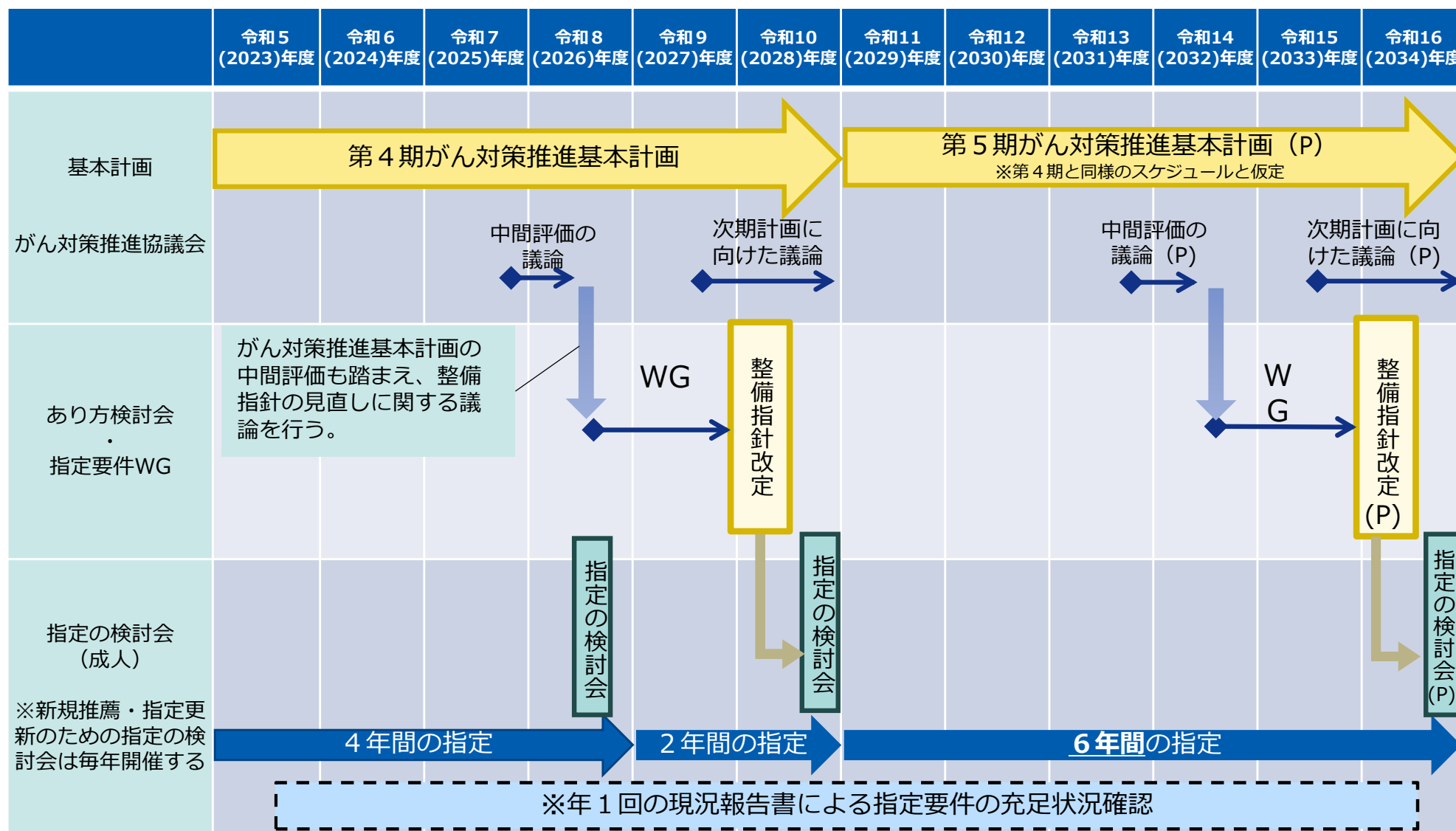
方針

- 当該要件は地域がん診療病院として指定されていることを前提とした要件であるため、当該要件を検討会時点で充足していなくても、地域がん診療病院への新規指定および地域がん診療病院への類型変更の推薦を受けている場合に限り、昨年度と同様に以下のように取り扱う。
 - 当該要件は「未充足要件」として扱わない。地域がん診療病院に指定された場合は速やかに充足することを求める。

がん診療連携拠点病院等の整備指針見直しスケジュール

がん診療連携拠点病院等の整備指針見直しサイクルを6年間とする。また、がん診療連携拠点病院等の次の指定期間を**2年間**とし、その後は**6年間**の指定期間とする。

※その他必要な場合には、適宜見直す。



●新規指定・指定類型変更・指定更新の医療機関一覧(案)

1. 検討会において医療機関ごとの個別審議により指定等を判断するもの

【新規指定推薦】

地域がん診療連携拠点病院への新規指定推薦があった医療機関は以下の通り。

	都道府県名	医療機関名	現行指定類型と指定期間	新規指定類型と指定期間(案)
1	千葉県	国際医療福祉大学成田病院	-	本検討会における個別審議で決定
2	神奈川県	医療法人徳洲会 湘南藤沢徳洲会病院	-	本検討会における個別審議で決定
3	神奈川県	平塚市民病院	-	本検討会における個別審議で決定
4	神奈川県	日本医科大学武蔵小杉病院	-	本検討会における個別審議で決定
5	兵庫県	宝塚市立病院	-	本検討会における個別審議で決定
6	岡山県	倉敷成人病センター	-	本検討会における個別審議で決定

計 6 施設

【指定類型変更推薦】

地域がん診療連携拠点病院への指定類型変更の推薦があった医療機関は以下の通り。

	都道府県名	医療機関名	現行指定類型と指定期間	新規指定類型と指定期間(案)
1	滋賀県	彦根市立病院	地域がん診療病院として指定 (指定期間:令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間)	本検討会における個別審議で決定
2	大阪府	独立行政法人国立病院機構大阪南医療センター	地域がん診療病院として指定 (指定期間:令和7年11月1日から令和9年3月31日までの1年5ヶ月)	本検討会における個別審議で決定
3	兵庫県	兵庫県立丹波医療センター	地域がん診療病院として指定 (指定期間:令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間)	本検討会における個別審議で決定
4	広島県	市立三次中央病院	地域がん診療病院として指定 (指定期間:令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間)	本検討会における個別審議で決定

計 4 施設

地域がん診療病院への指定類型変更の推薦があった医療機関は以下の通り。

	都道府県名	医療機関名	現行指定類型と指定期間	新規指定類型と指定期間(案)
1	福岡県	公立八女総合病院	地域がん診療連携拠点病院(特例型)として指定 (指定期間:令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間)	本検討会における個別審議で決定
2	福岡県	一般社団法人福岡県社会保険医療協会社会保険田川病院	地域がん診療連携拠点病院(特例型)として指定 (指定期間:令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間)	本検討会における個別審議で決定

計 2 施設

地域がん診療連携拠点病院としての指定更新推薦があった医療機関のうち、個別審議を必要としたものは以下の通り。

	都道府県名	医療機関名	現行指定類型と指定期間	新規指定類型と指定期間(案)
1	大阪府	近畿大学病院	地域がん診療連携拠点病院として指定 (指定期間:令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間)	本検討会における個別審議で決定

計 1 施設

●新規指定・指定類型変更・指定更新の医療機関一覧(案)

2. 指定等の判断にあたり、検討会での個別審議を要さないもの

【指定更新推薦】

地域がん診療連携拠点病院としての指定更新推薦があった医療機関は以下の通り。

	都道府県名	医療機関名	現行指定類型と指定期間	新規指定類型と指定期間(案)
1	山形県	置賜広域病院企業団 公立置賜総合病院	地域がん診療連携拠点病院(特例型)として指定 (指定期間:令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間)	地域がん診療連携拠点病院として指定 (指定期間:令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間)
2	千葉県	日本医科大学千葉北総病院	地域がん診療連携拠点病院(特例型)として指定 (指定期間:令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間)	地域がん診療連携拠点病院として指定 (指定期間:令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間)
3	東京都	独立行政法人国立病院機構災害医療センター	地域がん診療連携拠点病院(特例型)として指定 (指定期間:令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間)	地域がん診療連携拠点病院として指定 (指定期間:令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間)
4	神奈川県	川崎市立井田病院	地域がん診療連携拠点病院(特例型)として指定 (指定期間:令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間)	地域がん診療連携拠点病院として指定 (指定期間:令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間)
5	岐阜県	社会医療法人厚生会中部国際医療センター	地域がん診療連携拠点病院(特例型)として指定 (指定期間:令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間)	地域がん診療連携拠点病院として指定 (指定期間:令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間)
6	愛知県	愛知県厚生農業協同組合連合会 海南病院	地域がん診療連携拠点病院(特例型)として指定 (指定期間:令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間)	地域がん診療連携拠点病院として指定 (指定期間:令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間)
7	福岡県	医療法人 原三信病院	地域がん診療連携拠点病院(特例型)として指定 (指定期間:令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間)	地域がん診療連携拠点病院として指定 (指定期間:令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間)
8	福岡県	福岡赤十字病院	地域がん診療連携拠点病院(特例型)として指定 (指定期間:令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間)	地域がん診療連携拠点病院として指定 (指定期間:令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間)

計 8 施設

地域がん診療連携拠点病院としての現況報告があった医療機関は以下の通り。

	都道府県名	医療機関名	現行指定類型と指定期間	新規指定類型と指定期間(案)	未充足であった要件
1	北海道	独立行政法人労働者健康安全機構 釧路労災病院	地域がん診療連携拠点病院として指定 (指定期間:令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間)	地域がん診療連携拠点病院(特例型)として指定 (指定期間:令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間)	専従の病理診断に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師の人数
2	埼玉県	社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会川口総合病院	地域がん診療連携拠点病院として指定 (指定期間:令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間)	地域がん診療連携拠点病院(特例型)として指定 (指定期間:令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間)	放射線治療のべ患者数
3	福井県	市立敦賀病院	地域がん診療連携拠点病院として指定 (指定期間:令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間)	地域がん診療連携拠点病院(特例型)として指定 (指定期間:令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間)	専従の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師の人数
4	岐阜県	岐阜県厚生農業協同組合連合会 中濃厚生病院	地域がん診療連携拠点病院として指定 (指定期間:令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間)	地域がん診療連携拠点病院(特例型)として指定 (指定期間:令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間)	がんに係る薬物療法のべ患者数
5	和歌山県	公立那賀病院	地域がん診療連携拠点病院として指定 (指定期間:令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間)	地域がん診療連携拠点病院(特例型)として指定 (指定期間:令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間)	専従の病理診断に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師の人数
6	和歌山県	紀南病院	地域がん診療連携拠点病院として指定 (指定期間:令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間)	地域がん診療連携拠点病院(特例型)として指定 (指定期間:令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間)	がんに係る薬物療法のべ患者数
7	和歌山県	独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センター	地域がん診療連携拠点病院として指定 (指定期間:令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間)	地域がん診療連携拠点病院(特例型)として指定 (指定期間:令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間)	専従の病理診断に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師の人数
8	福岡県	独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	地域がん診療連携拠点病院として指定 (指定期間:令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間)	地域がん診療連携拠点病院(特例型)として指定 (指定期間:令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間)	放射線治療のべ患者数
9	福岡県	社会医療法人 雪の聖母会 聖マリア病院	地域がん診療連携拠点病院として指定 (指定期間:令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間)	地域がん診療連携拠点病院(特例型)として指定 (指定期間:令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間)	放射線治療のべ患者数
10	熊本県	荒尾市立有明医療センター	地域がん診療連携拠点病院として指定 (指定期間:令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間)	地域がん診療連携拠点病院(特例型)として指定 (指定期間:令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間)	複数の診療実績
11	宮崎県	独立行政法人国立病院機構都城医療センター	地域がん診療連携拠点病院として指定 (指定期間:令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間)	地域がん診療連携拠点病院(特例型)として指定 (指定期間:令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間)	緩和ケアチームに配置されている、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師の人数 等

計 11 施設

地域がん診療連携拠点病院としての指定辞退があった医療機関は以下の通り。

	都道府県名	医療機関名	現行指定類型と指定期間	新規指定類型と指定期間(案)	辞退理由
1	山形県	山形市立病院済生館	地域がん診療連携拠点病院(特例型)として指定 (指定期間:令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間)	令和8年4月1日以降、指定取消し	当該医療機関において、放射線治療のべ患者数が減少しているため
2	兵庫県	公立学校共済組合近畿中央病院	地域がん診療連携拠点病院(特例型)として指定 (指定期間:令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間)	令和8年4月1日以降、指定取消し	病院統合を控え、患者数が減少しているため

計 2 施設